

令和9年度 保育所・認定こども園等園児募集

 保育幼稚園課管理係（内線3322）／各行政センター内こども未来係（☎145／☎239／☎152）

保育所等を利用するには

教育認定・保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）を受ける必要があります。認定の申請は保育所等の入所手続きと同時に行うことができます。

認定の種類	年齢等	主な利用先
1号認定 （教育標準時間認定）	3歳以上 （教育を希望）	幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）
2号認定 （保育認定）	3歳以上 （保育を必要）	保育所、認定こども園（保育所部分）
3号認定 （保育認定）	3歳未満 （保育を必要）	保育所、認定こども園（保育所部分）、地域型保育施設

保育を必要とする事由

就労・妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居の親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVの恐れがあること、育児休業中に既に保育しているこどもがいて継続利用が必要であること、その他これらに類する状態として市が認める場合

令和9年度 市立幼稚園園児募集

 保育幼稚園課管理係（内線3322）

入園資格

市内在住で次に該当する幼児

- 3歳児 令和5年4月2日～令和6年4月1日生まれ
- 4歳児 令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれ
- 5歳児 令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれ

入園申込書

配布開始 10月1日（休）

受付期間 11月2日（月）～13日（金）

※各園にて受け付けます。（平日10時～16時）

市内保育所・認定こども園・小規模保育園等一覧



手続方法

保育幼稚園課・各行政センター内こども未来係で配布する「令和9年度入所案内」または9月1日（火）から公開する市ホームページをご覧ください。申請書類は、同日から保育幼稚園課・各こども未来係、市ホームページで配布します。



受付期間

10月20日（火）～11月6日（金）※土・日曜日を除く
※10月25日（日）は臨時開庁（本庁舎保育幼稚園課のみ受付。12時～13時を除く）

注意事項

- ▶ 市外保育所等に入所を希望する場合は、受付期間等を各市区町村へ確認後、保育幼稚園課にご相談ください。
- ▶ 1号認定を新たに希望する場合は、直接園に利用申し込みをしてください。
- ▶ 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）と保育所等を併願する場合は、2号認定を申請することを幼稚園（認定こども園）にも伝え、了承を得た上で手続きを行ってください。

- ▶ 中央幼稚園（下早見85-15／☎22-8547）
- ▶ 栗橋幼稚園（中里1044-1／☎52-3346）



見学会

中央幼稚園 10月21日（休）9時30分

栗橋幼稚園 10月22日（休）10時30分

※申し込み不要。詳細は幼稚園ホームページに掲載
※スリッパ、上履きをお持ちください。

その他

必ず親子で希望する幼稚園を見学の上、お申し込みください。

広告



インターネットも!



でんきも!



防犯カメラも!

家じゅうまるごと

ケーブルテレビがおトク!

お申し込みはコチラ!

ケーブルテレビ久喜 ▶ ☎0120-25-1819 埼玉県久喜市栗橋東4-20-7

お知らせ

新入学児童生徒学用品費の 入学前支給申請

経済的な理由で小・中・義務教育学校の就学が困難なお子さんの保護者に対し、経費の一部を援助します。詳細は市ホームページをご覧ください。

 市内在住で、令和9年度に市立小・中・義務教育学校に入学するお子さんの保護者（所得等の審査あり）

 10月1日（休）～11月30日（月）（当日消印有効）に、電子申請・直接・郵送で、教育総務課学事保健係（〒340-0295／☎内線318）へ

介護の仕事への再就職を支援

介護の仕事に再就職する方に、就職準備に必要な費用を最大40万円まで無利子で貸し付けます。県内の介護保険サービス事業所などで2年間継続して勤務すると、返還が免除されます。詳細は、埼玉県福祉人材センターホームページをご覧ください。



 同センター育成資金課 ☎048-824-3370

令和8年社会生活基本調査

総務省統計局では、社会生活基本調査 50TH 10月20日現在で社会生活基本調査を実施します。

生活時間の使い方やさまざまな活動状況を調査し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、少子高齢化対策などの基礎資料を得るために実施します。10月上旬～中旬に調査をお願いする世帯に調査員が伺いますので、ご協力をお願いします。

 県統計課人口統計担当 ☎048-830-2314

9月10日は「下水道の日」です

下水道事業では生活排水を処理場に集め、きれいにしてから川へ流しています。皆さまからいただいた下水道使用料は、施設整備や維持管理に使われています。

今後も、暮らしを支える下水道事業にご理解をお願いします。

 上下水道経営課下水道経営係（☎内線246）／料金係（☎内線251）

屋外広告物（看板等）には 条例で定めたルールがあります

屋外広告物とは、屋外で公衆に表示される看板、はり紙、広告板などのことです。県では、「埼玉県屋外広告物条例」を定めており、屋外広告物には大きさや高さの制限、設置できない場所や物件などのルールがあり、設置には原則として許可が必要です。また、設置後も定期的に点検を実施する、期限内に更新手続きを行うなど、適正な管理をお願いします。

 建築審査課企画指導係（内線4694）

農業用廃プラスチック収集日 （栗橋・鷺宮地区）

搬入の際は、泥等の汚れを落とし、異物・異素材の混入を避け、10～15kgくらいでつづら折りにし、同じ素材のひもで2、3カ所縛ってください。
搬入できる方 栗橋・鷺宮地区の農業者（法人を除く）

搬入できる素材 農業用ビニール（ハウスの外張り等）、農業用ポリエチレン（肥料袋、マルチ、灌水チューブ等）、硬質系ポリエチレン（育成箱、セルトレイ、収集コンテナ等）

素材	日程	時間	場所
①農業用ビニール	10/20 （火）	9:00～11:00 13:00～15:00	桜田支店 豊田倉庫
②農業用ポリエチレン	11/10 （火）	9:00～11:00 13:00～15:00	桜田支店 豊田倉庫
③硬質系ポリエチレン	11/17 （火）	9:00～11:00 13:00～15:00	桜田支店 豊田倉庫

※場所はいずれもJA埼玉みずほ

負担金 約70円（1kgあたり）

 久喜市栗橋・鷺宮地域廃プラスチック処理運営協議会（JA埼玉みずほ桜田支店内）☎59-0001

区分所有マンション等に係る固定資産税および 都市計画税の課税誤りについて

久喜市長 貴志信智

このたび、本市の一部の区分所有マンション等において、住宅用地に対する課税標準の特例の適用に誤りがあり、平成24年度から税額を過大に課税していたことが判明しました。納税者の皆さまに多大なご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

対象となる皆さまには、8月中旬に課税誤りの経緯および還付等の手続きについて、個別にご案内をお送りしています。まだ手続きがお済みでない方は、通知の内容をご確認の上、手続きをお願いいたします。

今回の課税誤りを厳粛に受け止め、組織的な事務処理体制および確認体制の強化を図り、再発防止と税務行政の信頼回復に全力で取り組んでまいります。

納税者の皆さまには、多大なご迷惑をおかけしましたこと、重ねてお詫び申し上げます。



◀ 詳細は市ホームページをご覧ください。